

秋田市建築物のエネルギー消費性能適合性判定等に関する要綱

平成28年3月29日
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号。以下「政令」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。）および秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例（平成28年秋田市条例第25号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「適合性判定」という。）、建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「向上計画」という。）および消費性能の認定の申請（以下「消費性能認定申請」という。）の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、政令、省令および条例の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関 法第15条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定機関をいう。
- (2) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

(適合性判定基準)

第3条 適合性判定は、法第2条第3号に掲げる基準に適合するものとする。

(軽微な変更の説明)

第4条 建築主は、適合性判定を受けた建築物の計画の変更が省令第3条の規定による軽微な変更該当するときは、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(様式第1号)により市長に説明しなければならない。

(軽微な変更該当証明書交付申請)

第5条 建築主は、省令第11条の規定による軽微な変更該当することを証する書面の交付を求めようとするときは、軽微な変更該当証明書交付申請書(様式第2号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の軽微な変更該当証明書交付申請書の内容が、法第2条第3号に掲げる基準に適合するときは、軽微な変更該当証明書(様式第3号)を申請者に交付しなければならない。

(適合性判定の取下げ)

第6条 法第12条第1項又は法第13条第2項の規定による申請をした者は、市長が当該申請に係る適合性判定をする前に、当該申請を取り下げようとするときは、適合性判定取下届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(基準適合命令等)

第7条 市長は、法第14条第1項の規定による命令をするときは、基準適合命令書(様式第5号)により命ずるものとする。

2 市長は、法第14条第2項の規定による要請をするときは、基準適合要請書(様式第6号)により要請するものとする。

(住宅部分に係る指示等)

第8条 市長は、法第16条第1項の規定による指示をするときは、確保計画適合指示書(様式第7号)により指示するものとする。

2 市長は、法第16条第2項の規定による命令をするときは、確保計画適合命令書(様式第8号)により命ずるものとする。

3 市長は、法第16条第3項の規定による協議を求める場合は、確保計画協議書(様式第9号)により協議を求めるものとする。

(認定基準)

第9条 向上計画は、法第35条第1項各号に掲げる認定基準に適合するものとする。

2 消費性能認定申請は、法第2条第3号に掲げる基準に適合するものとする。

(登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による技術的審査)

第10条 法第34条第1項、法第36条第1項および法第41条第1項の規定による申請をしようとする者は、当該認定申請をする前に、向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していること、又は消費性能認定申請が法第2条第3号に掲げる基準に適合していることについて、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める機関の技術的審査を受けることができる。

(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分に係わる申請 登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(2) 一戸建て住宅、共同住宅等又は複合建築物の住宅部分に係る申請
登録建築物エネルギー消費性能判定機関、登録住宅性能評価機関、又は品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4および一次エネルギー消費量等級5に適合している場合に限る。ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級4または等級5に適合しているものであること。）

(認定申請の添付図書)

第11条 省令第23条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次のとおりとする。

(1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の技術的審査を受けた場合にあつては、当該計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類

2 省令第30条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次のいずれかとする。

(1) 法第2条第3号に掲げる基準に適合することが確認できる書類およ

び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証（以下「検査済証」という）の写し

(2) 前条の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該計画が法第2条第3号に掲げる基準に適合することを証する書類

(3) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書の写しおよび検査済証の写し

(4) 省令第25条第2項の通知書の写しおよび検査済証の写し

(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項に基づく認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項の通知書の写しおよび検査済証の写し

(6) 品確法第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は等級5に適合している場合に限る。ただし、法の施行の際現に存する建築物の住宅部分については、改正後の日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費量等級3、等級4、又は等級5に適合しているものであること。）の写し

3 その他市長が必要と認める書類

（認定申請添付図書の省略）

第12条 市長が認める場合において添付図書を省略することができる。

（認定申請取下げの届出）

第13条 法第34条第1項又は法第41条第1項の規定による申請をした者は、市長が当該申請に係る認定をする前に当該申請を取り下げようとするときは、認定申請取下届（様式第10号）により市長に届け出なければならない。

（認定建築主の変更の報告）

第14条 認定建築主（法第36条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。）は、法第37条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計

画に基づくエネルギー消費性能向上のための建築物の新築等の工事が完了する前に、認定建築主を変更したときは、認定建築主変更報告書（様式第11号）により市長に報告しなければならない。

（認定に係る軽微な変更の届出）

第15条 認定建築主は、法第36条第1項に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届出書（様式第12号）により市長に届け出なければならない。

（建築工事の完了の報告）

第16条 認定建築主は、向上計画に基づく建築の工事が完了したときは、建築工事完了報告書（様式第13号）により市長に報告しなければならない。

（建築の取りやめの申出）

第17条 認定建築主は、法第35条第1項の規定による認定を受けた向上計画の建築を取りやめようとするときは、速やかに向上計画認定に基づく建築物の建築取りやめ申出書（様式第14号）に認定通知書を添えて市長に申し出なければならない。

（認定しない旨の通知）

第18条 市長は、法第35条第1項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）および法第41条第2項の規定による認定をしないときは、認定しない旨の通知書（様式第15号）により申請者に通知するものとする。

（報告の徴収）

第19条 市長は、法第37条または法第43条の規定により、認定建築主または法第41条第2項の認定を受けた者に対し報告を求めるときは、認定建築物の報告を求める通知書（様式第16号）により通知するものとする。

2 前項の規定により報告を求められた者は、消費性能向上計画等認定に係る状況報告書（様式第17号）により市長に報告するものとする。

（改善命令）

第20条 市長は、法第38条の規定により改善に必要な措置を命ずるときは、改善命令書（様式第18号）により行うものとする。

（向上計画の認定の取消し）

第21条 市長は、法第39条の規定により向上計画の認定を取り消すときは、向上計画認定取消通知書（様式第19号）により、法第42条の規定により認定を取り消すときは認定取消通知書（様式第20号）により通知するものとする。

（届出等に係る添付図書の省略）

第22条 法第19条第1項又は法第20条第2項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能の確保に関する届出等について、市長が認める場合においては、添付図書を省略することができる。

（届出等に係る指示等）

第23条 市長は、法第19条第2項の規定による指示をするときは、計画適合指示書（様式第21号）により指示するものとする。

2 市長は、法第19条第3項の規定による命令をするときは、計画適合命令書（様式第22号）により命ずるものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条において、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に係る規定は、法の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から適用することとし、登録建築物調査機関に係る規定は同日で適用しないこととする。ただし、平成29年3月31日までに、登録建築物調査機関により技術的審査を受け、交付された技術的適合証については、法第30条第1項各号に規定する基準の改正等がなされるまでは認めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。